

株式会社 明電舎 定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、株式会社明電舎と称する。

英文では、 MEIDENSHA CORPORATION と表示する。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機械器具およびその他の機械器具の製造ならびに販売
2. 計量器の製造ならびに販売
3. 医療機械器具および医薬品の製造ならびに販売
4. 前3号に掲げた機器の賃貸
5. 電気工事
6. 再生可能エネルギーによる発電、売電等
7. 不動産の売買、貸借、管理および建設工事の設計、請負
8. スポーツ施設、宿泊施設その他娯楽施設の賃貸ならびに経営
9. ガソリンスタンド、駐車場、倉庫その他施設の賃貸ならびに経営
10. 飲食店、売店の賃貸ならびに経営
11. 電気機械器具およびその他の機械器具、装置に関する調査、計画、設計、試験ならびに技術の指導、協力
12. 前号の機械器具、装置の製造、販売、設置、電気配線工事、保守、点検、改造
13. 管工事業
14. 図面、書類、帳票の作成ならびに複写、印刷
15. 建物管理および警備
16. ビルメンテナンスに関する業務
17. 一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬、処分ならびに再生事業
18. 労働者派遣事業
19. 以上の目的を達成するために必要な事業に対し投資もしくは債務の保証をなし、またはその事業の共同経営を行いもしくは設立発起人となること
20. 前各号に関連する事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本社を東京都品川区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1億1,520万株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第10条（単元未満株式の買増請求）

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第11条（単元未満株式の権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式の買増請求をする権利

第3章 株 主 総 会

第12条（招 集）

定時株主総会は、毎年6月に招集する。

前項のほか必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第14条（議 長）

株主総会の議長は、取締役である執行役員社長（以下「社長」という。）がこれにあたる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれにあたる。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、この場合にはその代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならない。

第16条（決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、および事業報告の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社に取り締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。

当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。

第19条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は累積投票によらない。

第20条（任期）

取締役の任期（監査等委員である取締役を除く。）は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第22条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第23条（役付取締役及び執行役員）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって当会社の業務を執行する役員（以下「執行役員」という。）を選任する。

執行役員に関する規程類は取締役会が定める。

取締役は執行役員を兼ねることができる。

第24条（取締役会）

取締役会は、取締役会規則を定め、法令および定款に定めがある事項のほか会社の重要な業務の執行を決定する。

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第28条（監査等委員会）

当会社は、監査等委員会を置く。

第29条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定できる。

第30条（監査等委員会）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第6章 会計監査人

第31条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第7章 計 算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第33条（剰余金の配当）

当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第34条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第35条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

第8章 買収防衛策

第36条（買収防衛策）

当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、買収防衛策とは、当社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。

1. 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと
2. 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること

（2023年3月1日改正）

附則

（監査役の責任の免除に関する経過措置）

第156期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。